



# 生物多様性条約第10回締約国会議の結果概要

## ■ COP10日本開催 ■

■ 期 間： **2010年10月18日(月)～29日(金)**

■ 閣僚級会合 10月27日～29日

■ カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5) 10月11日～15日

■ 場所：名古屋国際会議場

■ 参加者：締約国179カ国、国際機関、NGO等オブザーバー 他

■ 参加者数：13,000人以上（締約国・オブザーバー・報道関係者・スタッフ）

■ 公式サイドイベント数：約350

■ 標語：「いのちの共生を、未来へ」  
“Life in Harmony, into the Future”

■ 関連会議・イベント

- 生物多様性に関する国会議員会合など
- 生物多様性交流フェア（11万8千人以上）



## 1. 新戦略計画（愛知目標）

### ■ 長期目標 【Vision】

- 「自然と共生する（*Living in harmony with nature*）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

### ■ 短期目標（2020年）【Mission】

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

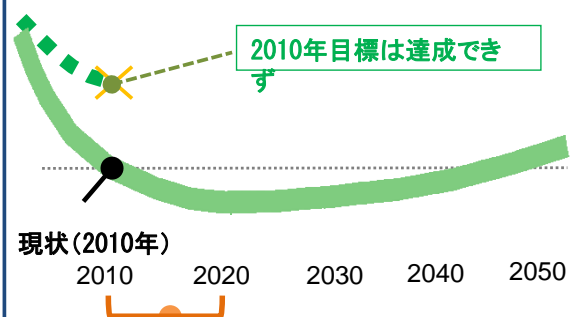
◇これは2020年までに、

- ・ 抵抗力のある生態系と、
- ・ その提供する基本的なサービスが継続されることを確保。

この結果 → 地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

◇これを確保するため、

- ・ 生物多様性への圧力の軽減、
- ・ 生態系の回復、
- ・ 生物資源の持続可能な利用、
- ・ 遺伝資源の便益を公正かつ衡平に配分、
- ・ 適切な資金資源の提供、
- ・ 生物多様性の問題の主流化 などを進める。



### ■ 2011年からの10年間で「国連生物多様性の10年」とすることを提案

国際社会、市民社会が一体となって生物多様性の損失を抑えるための重点期間と位置づけ(2010年5月に提案)

## ポスト2010年目標(愛知目標)

### ■ 20の個別目標【Target】

- 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 目標4：全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

- 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
- 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
- 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。



## 2. 遺伝資源の取得と利益配分 (ABS) に関する名古屋議定書の概要

### 目的

遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

### 遺伝資源の利用

「遺伝資源の利用」とは、バイオ・テクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生物化学的な構成に係る研究開発の実施を意味すると定義。

⇒「遺伝資源の利用」には派生物の利用も含み得る。

### 範囲

この議定書は、生物多様性条約の範囲の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識並びにそれらの利用により生じる利益に適用。

⇒遡及適用は認められない。

### 公正かつ衡平な利益配分

遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用により生じる利益は、相互合意条件(契約)に基づき当事者間で公正かつ衡平に配分される。

### アクセス

アクセスに係る事前同意を求める各締約国は、適切な場合には、ABSに係る要求の法的確実性、明確性、透明性を確保する。

### 特別の考慮

非商業目的の研究に係るアクセスへの簡易な措置、人や動植物の健康に脅威又は損害を与える現実の又は差し迫った緊急事態における特別の対応を考慮。

### 利益配分のための多国間メカニズム

各締約国は、国境を跨ぐ遺伝資源の場合、事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益配分を実現するための多国間メカニズムの必要性を検討。

### ABSに係る国内法又は規制に関する遵守

各締約国は、自国内で利用される遺伝資源が、他国のABS国内法・規制で求められるとおり、事前同意に従ってアクセスされ、相互合意条件が締結されていることを促進するために、適当で効果的で均衡のとれた措置を実施。⇒各締約国の措置には自由度、裁量が認められる。

### 遺伝資源の利用に係る監視

各締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定。チェックポイントは、状況に応じて利用者に情報提供を求め、研究、開発、商品化などの各段階で情報収集する機能を持つ。

### 3. IPBES（生物多様性版IPCC）

（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）  
Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services

【目的】 生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる

- 国連環境計画(UNEP)の主導により、  
生物多様版IPCCの設立を検討
- 我が国はIPBES設立を支持、各国へ働きかけ
- 2010年6月：韓国で開催された第3回政府間  
会合において、IPBES設立に基本合意



#### ■ 活動内容・体制

- ・新たな研究活動は行わないが、科学情報のニーズを特定し、関係団体との対話により、新たな知見の生成を促進
- ・世界規模及び地域レベルのアセスメントを実施、政策立案・実施への活用を支援
- ・能力養成活動への資金支援等の実施
- ・独立した政府間機関として、1つ又は複数の既存の国連組織により運営

COP10

第65回国連総会に対し、IPBESの早期設立について検討を奨励する決議を採択



### 4. SATOYAMAイニシアティブ

#### ■ 背景

- 生物多様性を保全していくには

原生的な地域を保全するだけでなく「里山」のように人の影響を受けて形成・維持されてきた二次的自然環境の保全や再活性化も同じく重要。

- こうした地域は世界中で見られるが

都市化や産業発展、急激な人口の増加・減少などの理由により、多くの場所で危機にさらされ、既に失われてしまったところも多い。



日本（東アジア）



インドネシア（東南アジア）



マラウイ（アフリカ）



ドイツ（ヨーロッパ）



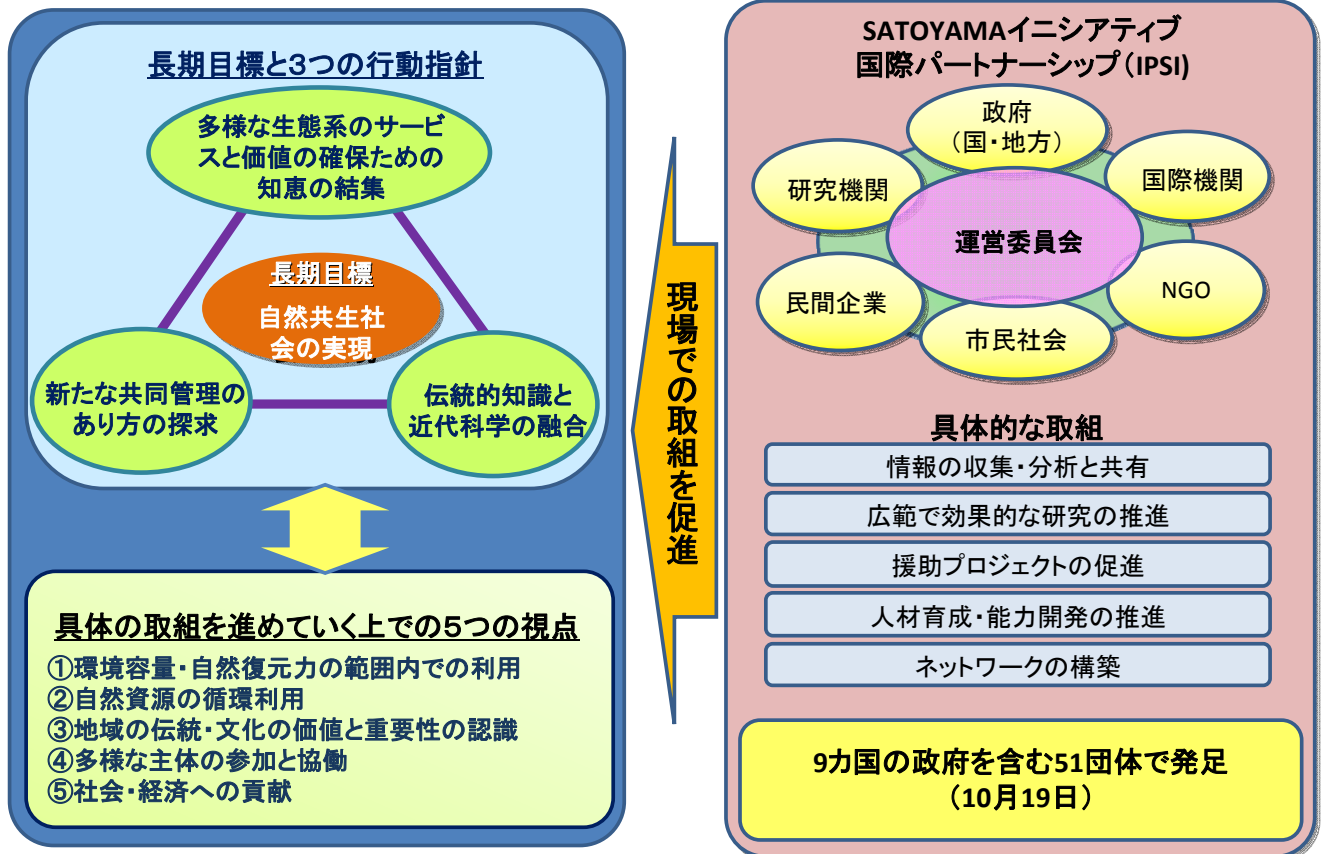
オーストラリア（大洋州）

#### ■ 目的

自然共生社会の実現を通じ、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進し、人間の福利向上及び生物多様性条約の目的の達成に資する。

# SATOYAMAイニシアティブ

## 国際パートナーシップを通じた取組の促進



## 5. 生態系と生物多様性の経済学 (TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB: 地球規模での生物多様性の経済的価値に注目し、生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う費用の増加を取り上げ、科学や経済の専門家をつなげることで、今後の実行可能な施策立案を可能とするための国際的なイニシアティブ。

平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

○ 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。

↓

ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始  
第1フェーズ: 平成19年5月～平成20年5月

平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

○ 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。  
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)

↓

第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)  
第2フェーズ: 平成20年5月～平成22年10月 (予定)

平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

○ 最終報告書が公表。  
経済学的観点から生物多様性の喪失について世界レベルで研究された成果をとりまとめたもの。



## 6. 自治体の取組の強化

### ★生物多様性国際自治体会議 (Biodiversity City Summit 2010)

- 日時: 2010年10月24-26日
- 主催: COP10支援実行委員会、愛知県、名古屋市
- 共催: 生物多様性条約事務局、ICLEI
- 参加者: 30ヶ国・249団体(国内自治体129団体、海外自治体56団体、国際機関等64)、679人が参加。

### 愛知・名古屋宣言の採択

- 都市には世界の半数以上の人々が居住
- 都市と地方自治体は、生態系サービスに大きく依存

#### ★都市と地方自治体の貢献

- ・生物多様性に配慮した都市環境の整備
- ・生物多様性に関する意識啓発
- ・グリーン購入の推進
- ・各種ネットワークの支援 など

#### ★国際的な連携促進

- ・世界各地の地方自治体によるイニシアティブ
- ・その他、各種フォーラム・国際組織を通じた貢献を歓迎

#### ★COP10決議「都市と地方自治体に関する行動計画」の支持

- ・国等への協力
- ・生物多様性地域戦略の策定・実施
- ・持続可能な社会の実現
- ・モニタリングと評価
- ・各種イニシアティブへの参加 など

### COP10ハイレベル会合での成果報告

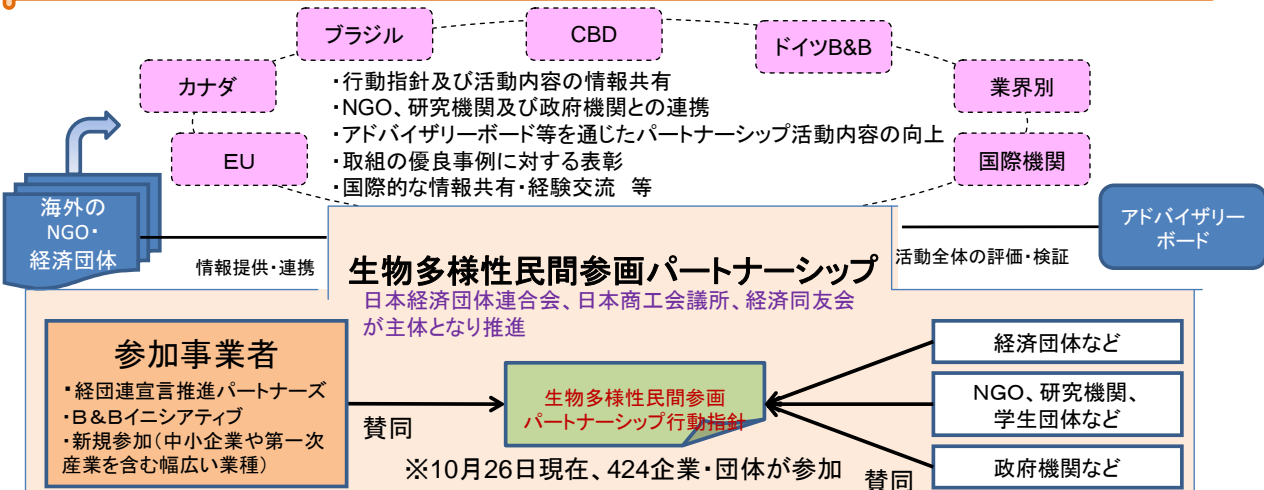
#### COP10決定

2011年から2020年までの地方自治体の生物多様性に関する行動計画を承認し、締約国や他の政府機関に対し、同計画の実施を奨励する決定を採択。



## 7. 民間参画の推進

### 生物多様性民間参画イニシアティブ イメージ



#### 生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
4. 資源循環型経営を推進する
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す
6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

行動指針の趣旨に賛同し、行動指針(1項目以上)に沿った活動を実践、向上、推進する意思のあることが参加要件



## 8. 今後の対応（国内対応）

- 1 生物多様性国家戦略の改定、地域戦略の策定促進
  - ・ポスト2010年目標を踏まえ、国家戦略を2012年度中の改定に向けて作業に着手。
  - ・地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定促進。
- 2 保護区域（国立公園、国定公園）の拡充
  - ・生物多様性保全等の観点から重要な地域を全国レベルで調査、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張等。
- 3 海洋保護区についての取組
  - ・海洋の生物多様性の保全を総合的に推進することを目的とした海洋生物多様性保全戦略を本年度中に策定。重要海域を抽出するとともに、海洋保護区のネットワーク形成を目指す。
- 4 希少野生動植物種の保全
  - ・種の保存法を始めとした希少野生動植物の保全のあり方の総合的な検討を開始。
- 5 ABSの国内制度の整備
  - ・名古屋議定書の締結に必要な国内制度の検討。
- 6 国連生物多様性の10年決議を踏まえた各主体の取組促進
  - ・「国連生物多様性の10年委員会（仮称）」を設置し、自治体、経済界、NGOなど各セクターによる取組を推進。
- 7 生物多様性民間参画イニシアティブの支援
  - ・経済界主導でCOP10期間中に開始された同イニシアティブへの支援。

## 今後の対応（国際貢献）

- 1 生物多様性日本基金
  - ・ポスト2010年目標の達成のため、生物多様性日本基金を通じた効果的な途上国支援。
- 2 SATOYAMAイニシアティブ
  - ・COP10において発足した、国際パートナーシップに参加する各国・各国際機関等と連携しながら、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進。
  - ・具体的には、事例の収集・分析・情報交換・研究の推進を含め、途上国の自発的な取組を支援。
  - ・パートナーシップの第1回会合を今年度内に開催。国連大学高等研究所が暫定事務局を務める。
- 3 IPBES
  - ・設立に向けて積極的に参画し、特にアジア太平洋地域におけるIPBESの活動を主体的に担う。平成23年度予算において、アジア太平洋地域における関係国協議会合の開催を検討中。
  - ・本年末の国連総会での決議を経て、設立に向けた作業が進められる見通し。
- 4 国連生物多様性の10年
  - ・愛知目標の2020年での達成を目指したフォローアップ。
- 5 生物多様性の経済評価
  - ・TEEB（生態系と生物多様性の経済学）プロジェクトのCOP10での報告を受けて、世界銀行が新たに発足させる「生態系と生態系サービスの価値評価に関するパートナーシップ」に我が国も参加し、5カ年計画で価値測定や国家勘定への組み入れに関する試行やガイドラインの作成を進める。
- 6 ABS多国間資金メカニズム
  - ・名古屋議定書の実施に必要な途上国の能力養成を行うABS多国間資金メカニズムの構築に向けて貢献。